

委託者への発注者・委託者・家内労働者の皆さんへ



好 事 例 か ら 学 ぶ

家内労働に関する安全衛生のポイント

危険有害業務による災害を防ぐために



危険有害業務に従事する家内労働者が 安全で健康に働くことができる環境づくりに この冊子でご紹介する事例をお役立てください。

この冊子は、危険有害業務に従事する家内労働者の皆さんの作業に伴う災害を防止するために、参考にしたい好事例を取りまとめたものです。

危険有害業務に従事する家内労働者の実態はわかりにくく、見えにくいことから、平成25年度から平成27年度にかけて、家内労働者と委託者を対象に実態把握調査を実施し、関係法令、ヒヤリハットや労働災害事例、災害防止対策などを取りまとめた「災害防止対策ガイドブック」(委託者向け、家内労働者向け)を作成しました。

平成28年度は、家内労働者の安全衛生の確保に向けて、有用な事例・情報を得るために、家内労働者・委託者だけでなく、委託者への発注者も含めて聴き取り調査を行いました。そこで収集した事例を分析し、家内労働者が安全で健康に働ける環境づくりに役立つ好事例を取りまとめたのがこの冊子です。

この冊子では、好事例を分かりやすく紹介し、より多くの方々に取組みを実践して頂けるよう、(1)協働関係、(2)安全管理、(3)労働衛生、(4)委託時の配慮の4つに分類してご紹介しています。

この冊子で紹介した事例を参考に、家内労働者が安全で健康に働くことができる環境を作るために、委託者への発注者、委託者の皆さんは、自分たちに何が出来るかを考え、行動に移して頂ければ幸いです。家内労働者の皆さんにとっても、日常作業を見直すヒントがたくさんあると思います。



目次

作業に伴う災害を防ぐ安全衛生管理のポイント	P4
コラム コミュニケーションのススメ	P5
キーワード(1) 協働関係	P6
● 好事例(1) 発注者のCSR調達方針を関係者全員で共有・実践	P7
● 好事例(2) 発注者が家内労働者の声に耳を傾け作業方法を改善	P7
● 好事例(3) 状況に応じて委託者が発注者に製造方法を提案	P7
キーワード(2) 安全管理	P8
● 好事例(4) 電動ドライバーを吊り下げ式に改良して貸与	P9
● 好事例(5) 3Dプリンターを導入し、専用治具を社内で製作	P9
● 好事例(6) 第三者がミシンの使い方を定期的にチェック	P9
キーワード(3) 労働衛生	P10
(1) 作業環境管理	
● 好事例(7) 専用ケースを貸与して、作業場を整理・整頓	P11
● 好事例(8) 照明器具の照度を測定し、作業場を適切な明るさに	P11
● 好事例(9) 仕事を委託する前に、作業環境を確認	P11
(2) 作業管理	
● 好事例(10) 手首を痛めないように手袋の着用を推奨	P12
● 好事例(11) 座作業と立ち作業を交互に行って腰痛を防止	P12
● 好事例(12) 個別マニュアルを作成して、丁寧に指導	P12
(3) 健康管理	
● 好事例(13) 委託者が費用を負担して 家内労働者が労災保険に特別加入	P13
● 好事例(14) 委託者が費用を負担して家内労働者に健康診断を実施	P13
コラム 健康管理のススメ	P13
キーワード(4) 委託時の配慮	P14
● 好事例(15) 家内労働者の年齢や能力に応じて仕事量を調整	P14
● 好事例(16) ライフスタイルに合わせて働き方を提案	P14
コラム 高年齢の家内労働者	P15
相談窓口一覧	P16

作業に伴う災害を防ぐ安全衛生管理のポイント

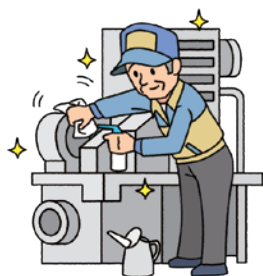
家内労働者が作業中に工作機械に手を挟んだり、有機溶剤を用いた作業で中毒に罹るといった災害が多く発生しています。作業に伴う災害を防止するためには、関係者全員が災害を防止するための活動に取り組み、危機に対する認識を持ち、安全意識を高めることが重要です。

委託者や委託者への発注者が家内労働者の安全衛生活動に積極的に取り組むことは、家内労働者の安全と健康確保にとどまらず、仕事の質の向上、自社のイメージアップという効果も期待できます。

作業に伴うヒヤリ・ハットが発生すると作業者に動揺が生じますし、さらに災害が発生すると家内労働者の安全と健康が脅かされるだけでなく、作業が中断したり遅れたりすることで、無駄なコストが発生します。安全衛生活動に積極的に取り組みれば、災害を防止するとともに、こうしたコストの発生を削減・抑制することができます。



安全に安心して働けるように気を配ると、作業場の雰囲気明るくなり、災害の防止とともに、家内労働者のやる気の向上が期待できます。委託者や委託者への発注者が、家内労働者の意見に耳を傾けて、作業環境の改善を行ったり、個人差に配慮して発注量を調整したりすると、より積極的に仕事に取り組む姿勢が生まれるでしょう。



作業環境が改善されると、作業が短縮できたり、工具や材料を探す手間がなくなったりして、災害の防止とともに、作業の効率化、仕事の質や生産性の向上が期待できます。



コラム コミュニケーションのススメ

コミュニケーションを大切にしましょう！

家内労働者が安全で健康に働くためには、コミュニケーションが欠かせません。例えば、仕事を発注する時に、「〇〇をお願いします」と言うのと、「△△に気をつけて〇〇して下さい」と言うのでは、安全に対する意識の持ち方も変わってきます。どうやったら安全に対する意識を高めてもらえるかを考えながら話かけるとともに、災害につながりそうなことがないか、相手の声にも耳を傾けるようにしましょう。

コミュニケーションの図り方

●発注・納品時の声かけ

仕事を発注する時、納品時等に、危険なことがなかったか質問したりするなど、声をかけることが重要です。



●安全パトロールの実施

定期的に家内労働者宅を訪問し、家内労働者に作業環境の改善指導を行うことにより、災害の防止が期待できます。



説明の仕方にも気を配ろう

●具体的に説明する

「安全に作業して下さい」などと言っても、あいまいでは相手に正確に伝わりません。「国家検定に合格した有機ガス用の防毒マスクを必ず着けて下さい」と伝えるなど、具体的な言葉で説明することが大切です。見本や写真など見せながら説明すると、より正確に伝えることができます。

●相手の気持ちを考えて説明する

説明を行う際は、相手の経験や年齢などを考慮し、理解度を確認しながら行うことが大切です。その措置が災害防止のためになぜ必要かということも説明すると、より理解度が高まるでしょう。



施策 発注者→委託者→家内労働者

好事例(1) 発注者のCSR調達方針を関係者全員で共有・実践

「CSR調達ガイドライン」を制定している大手建設機械メーカーのサプライチェーンでは、発注者が年に2回、委託者の作業現場に出向いて安全パトロールを行い、法的対応(届出、点検等)や不安全箇所、不安全行動の有無を確認しています。委託者も家内労働者宅を訪問時に同様の指導を実施。関係者全員がガイドラインを遵守し、安全衛生活動に取り組むことで、作業に伴う災害を防いでいます。



施策 家内労働者→委託者→委託者への発注者→発注者

好事例(2) 発注者が家内労働者の声に耳を傾け作業方法を改善

家内労働者にドア錠部品の組立作業を委託している大手住宅メーカーのサプライチェーンで、作業に使用する押し込み式電動ドライバーの締め付けトルクが強すぎて腕に強い負荷がかかり、家内労働者が腱鞘炎になったことがありました。委託者から連絡を受けた委託者への発注者が家内労働者の作業現場を訪れ危険性を確認。直ちに発注者に事情を説明して、家内労働者の手首に負担がかからない部品に交換しました。



施策 委託者→発注者

好事例(3) 状況に応じて委託者が発注者に製造方法を提案

発注者と委託者が、いわゆる発注者と下請けという関係ではなく、事業パートナーのような関係を築いて仕事を行っている学生服メーカーのサプライチェーンがあります。以前、製造コストを抑えるために、無理のある作業方法を提示されたことがありました。その作業は主に家内労働者に出しているものですが、その方法で縫製すると家内労働者の作業中に災害が発生するおそれがあると判断、自分たちで効率的で安全な縫製方法を考案し、発注者に提案しました。



キーワード(2)

安全管理

「かもしれない」という意識を持って作業をしましょう！

危険有害業務を伴う家内労働の現場には、常に作業に伴う災害が発生するおそれがあります。機械を使っている場合、家内労働者の衣服などが「巻き込まれるかもしれません」。スイッチが入ったままメンテナンスをすると、急に機械が「動き出すかもしれません」。脚立に足をかけて物を取ろうとすると、脚立は「倒れるかもしれません」。いつも「かもしれない」という意識を持って作業をすることが作業に伴う災害を防ぐ第一歩です。



正しい服装で作業を行いましょう！

タオルや手ぬぐいを首に巻いたり、腰に下げたりして作業をすると、機械に巻き込まれることがあります。巻き込まれる危険性のあるものは着用して作業をしないようにしましょう。長袖の場合は袖口を締め、上着の裾はズボンの中に入れます。髪の毛長い人は帽子をかぶり、必要に応じて保護具を使用して安全に作業を行いましょう。



作業の決まりを守りましょう！

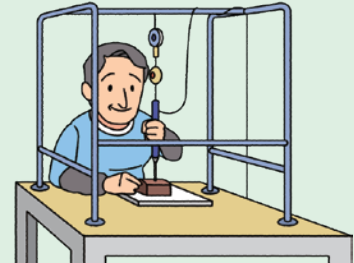
危険有害業務には、さまざまな危険が潜んでいます。決められた作業手順は、安全で効率よく作業するためのルールなので、必ず作業手順を守って作業をしましょう。また防護・安全装置を取り外したり、無効にしたりすると非常に危険なので絶対にやめましょう。



施策 委託者→家内労働者

好事例(4) 電動ドライバーを吊り下げ式に改良して貸与

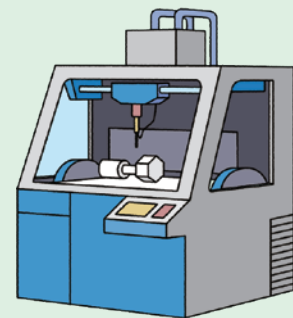
ドア錠部品の製造を行っている会社では、電動ドライバーを使って部品を組み立てる作業を家内労働者に委託しています。ドライバーを間違っ
て踏んだり、上から押さえたりすると、スイッチが入り、動き出してケガをするおそれがあります。そこで高い所に保管できるようにスチール製のパイプで電動ドライバーを吊り下げる器具を独自に製作し、家内労働者に貸し出しています。安全性が高まるだけでなく、手に取りやすくなり、手にかかる負担の軽減、作業の効率化にもつながっています。



施策 委託者→家内労働者

好事例(5) 3Dプリンターを導入し、専用治具を社内で製作

自動車関連電装部品の製造を行っている会社では、コネクタに差し込んだ電線が抜けないようにロックするための樹脂製部品の取り付けを家内労働者に委託しています。以前は家内労働者の作業に必要な治具を外注していましたが、3Dプリンターを導入し、内製化に踏み切りました。家内労働者の作業をより安全に行うことができる治具を迅速に家内労働者に提供できるようになったほか、外注費も抑えられるようになりました。



施策 委託者→家内労働者

好事例(6) 第三者がミシンの使い方を定期的にチェック

スポーツ用グローブの製造を行っている会社では、皮革製品の縫製作業を家内労働者に委託しています。貸与しているミシンの定期メンテナンス時に、保守・点検だけでなく、ミシンを正しい方法で使用しているかといったチェックを納入業者に依頼しています。「誤った使い方をしていた」「消耗部品の未交換だった」といった事例が見つかり、その場で改善指導をしました。これまで作業に伴う事故は起きていません。



キーワード(3)

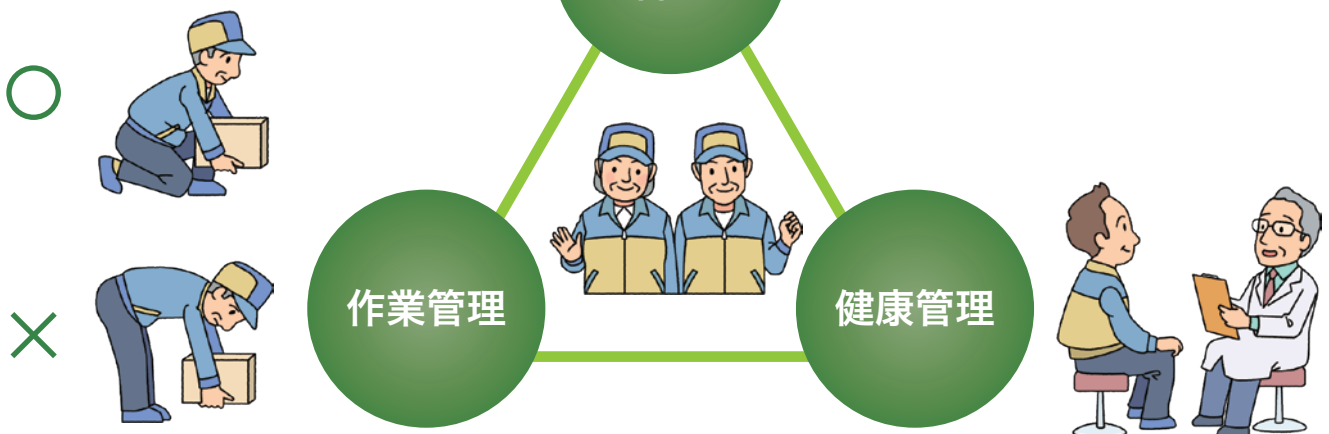
労働衛生

労働衛生の3管理を実践しましょう！

家内労働者の健康を守るためには、家内労働者自らが労働衛生の3管理(作業環境管理、作業管理、健康管理)を行うことが大切です。3管理を実施するために必要なのは、家内労働者の理解です。例えば、保護具の着用を推奨する場合、自分の健康を守るために必要であることを理解してもらえないと着用してもらえないことがあります。家内労働者に対して3管理を実施する際は、なぜそれが必要なのか理由をわかりやすく伝え、自主的に取り組めるようにしましょう。



作業環境管理とは、作業環境中の有機溶剤や粉じんなど有害因子の状態を把握して、できる限り良好な状態で管理していくことです。危険有害物を取り扱っている作業場があれば取り扱っている物質の有害性、取扱量、作業場所への発散状況などを調べ、必要な措置を講じましょう。



作業管理とは、作業時間・作業量・作業方法・作業姿勢などを適正化したり、保護具を着用して作業者への負荷を少なくすることです。定期的に作業現場を巡回して、作業をマニュアル通り行っているか、仕事量は適量かどうかなどをチェックしましょう。

健康管理とは、作業者の健康状態を健康診断で把握して、その結果に基づいて適切な措置や保健指導などを実施し、作業者の健康障害を未然に防ぐことです。定期健康診断の受診を促し、有機溶剤や鉛、じん肺を発生するおそれのある作業を発注している場合は、特殊健康診断の受診を促しましょう。

(1) 作業環境管理

施策 委託者→家内労働者

好事例(7) 専用ケースを貸与して、作業場を整理・整頓

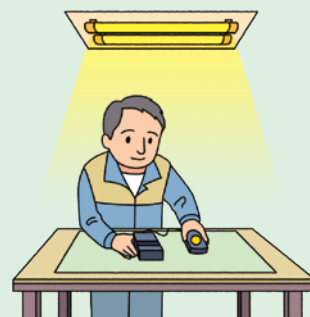
金属部品の組み立てを家内労働者に委託している会社では、提供した部品を作業場で適切に保管できるように「専用ケース」を家内労働者に貸し出しています。これにより、災害防止の基本である整理整頓を促しています。



施策 委託者→家内労働者

好事例(8) 照明器具の照度を測定し、作業場を適切な明るさに

宣伝用ののれん、のぼり旗の加工会社では、約30名の家内労働者が委託者が提供した作業場で縫製作業を行っています。その多くが高年齢者なので、加齢による視力低下を考慮して、照明器具の照度を測定し、作業場を適切な明るさに保っています。照度だけでなく、照明の当たる角度にも気を配り、手元が暗くならないように配慮しています。電気料金はかかりますが、これまで作業に伴う災害は起きていません。



施策 委託者→家内労働者

好事例(9) 仕事を委託する前に、作業環境を確認

ゴム製品の製造を行っている会社では、家内労働者に接着作業を委託しています。接着剤の中には有機溶剤等法令に規定されているものは含まれていませんが、ゴム製品や接着剤には独特の臭いがあるため、新規に仕事を委託する時は、必ず作業場に向いて換気状況を確認しています。マンションの場合は、風通しは良くても窓や扉を開放状態に出来ないところもあるため、実際に作業場を訪れないと確認できないことが多いからです。



(2) 作業管理

施策 委託者→家内労働者

好事例(10) 手首を痛めないように手袋の着用を推奨

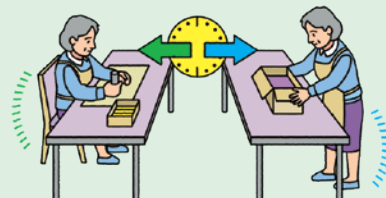
鞆を製造している会社では、ミシンによる縫製作業を家内労働者に委託しています。鞆の縫製は、厚い生地や糸を強く押さえる必要があるため、手首を痛めるおそれがあります。市販のゴム製手袋を着用して作業を行えば手首にかかる負担を緩和することができるので、この会社では作業時のゴム製手袋着用を推奨しています。因みに、テーピングテープやサポーターを併用すれば、予防効果をさらに高めることができます。



施策 委託者→家内労働者

好事例(11) 座作業と立ち作業を交互に行って腰痛を防止

印刷物の加工を行っている会社では、家内労働者に通いで作業を委託しています。作業内容は、座ってミシンで行う縫製作業、立ったままで生地を切ったり置んだりする作業など。この会社ではそれぞれの仕事を分業化するのではなく、1人が全ての作業を行うことで、座り姿勢の作業と立ち姿勢の作業を交互に行えるようにして、腰痛の防止に取り組んでいます。気分転換にもなるので家内労働者の評判も上々です。



施策 委託者→家内労働者

好事例(12) 個別マニュアルを作成して、丁寧に指導

自動車のヘッドレストやアームレストなどのパーツ縫製を家内労働者に委託している会社では、作業手順書や安全衛生に関する注意事項について、一律のマニュアル化は行わないようにしています。同じ情報でも、作業者毎に受け止め方が異なるからです。それぞれの作業者の特性を見極めて、わかりやすい注釈を付けたり、写真を添付するなどして、その人用のオリジナルマニュアルを独自に作成して家内労働者に手渡しています。



(3) 健康管理

施策 委託者→家内労働者

好事例(13) 委託者が費用を負担して 家内労働者が労災保険に特別加入

輸送用機器の部品を製造している会社では、アルミニウム製部品のバリ取りを家内労働者に委託しています。安全衛生対策を講ずるとともに、会社が費用を負担して、家内労働者は労災保険に特別加入しています。

■労災保険特別加入制度

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者については、希望により労災保険に特別加入できることになっています。特別加入できるのは、年間を通じ常態として次の作業に従事する家内労働者及び補助者です。プレス機械、研削盤等を使用する作業／有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業／織機や工業用マシン等を使用する作業／粉じんを発散する作業／鉛または鉛化合物を使用する作業／木工機械を使用する作業



施策 委託者→家内労働者

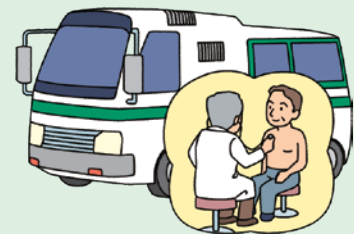
好事例(14) 委託者が費用を負担して家内労働者に健康診断を実施

輸送用機器の部品を製造している会社では、ダイカスト鋳造されたアルミニウム製部品のバリ取りを家内労働者に委託しています。バリ取りの作業は、粉じんが発生するため、安全衛生対策を講ずるとともに、委託者が費用を負担して、家内労働者にも定期健康診断とじん肺健康診断を実施しています。

■定期健康診断(1年以内ごとに1回、定期)

■特殊健康診断

- (1) 有機溶剤健康診断(業務委託開始時、およびその後6か月ごとに1回、定期)
- (2) じん肺健康診断(業務委託開始時、定期は1年又は3年以内ごとに1回)
- (3) 鉛健康診断(業務委託開始時、およびその後6か月ごとに1回、定期)



コラム 健康管理のススメ

熱中症に気をつけよう!

熱中症は、屋外だけでなく、屋内で何もしていないときでも発症します。扇風機やエアコンで室温を調整し、のどの渇きを感じなくても、作業の前後や作業中に定期的に水分や塩分、経口補水液などを補給して熱中症を防ぎましょう。



キーワード(4)

委 託 時 の 配 慮

委託者の皆さんには、家内労働者の就業時間を管理する義務はありませんが、長時間の就業を強いるような委託をしないように努めなければなりません。委託者や委託者への発注者の皆さんは、業務量や納期などについて配慮しましょう。

施策 委託者→家内労働者

好事例(15) 家内労働者の年齢や能力に応じて仕事量を調整

自動車用の電装部品を製造している会社では、家内労働者に年間を通じコンスタントに仕事を委託しています。仕事量を増やしてほしいという要望もあるそうですが、発注する際には、家内労働者の経験や能力、年齢を考えたうえで、対応可能な仕事量を本人に確認しています。無理な量を発注するとプレッシャーがかかり、それが災害につながる危険があると考えているからです。



施策 委託者→家内労働者

好事例(16) ライフスタイルに合わせて働き方を提案

ゴム製品を製造している会社では、委託者が家内労働者に対してライフスタイルを考慮した働き方を提示しています。最初は自宅で作業を行う家内労働、時間に余裕が出来るようになったら社内の作業場で仕事をする場内職、さらにパートタイムから契約社員、最終的には正社員登用という道を選択することもできます。



委託者、委託者への発注者のみなさん

▶高年齢の家内労働者の心身機能の状態に配慮しましょう。

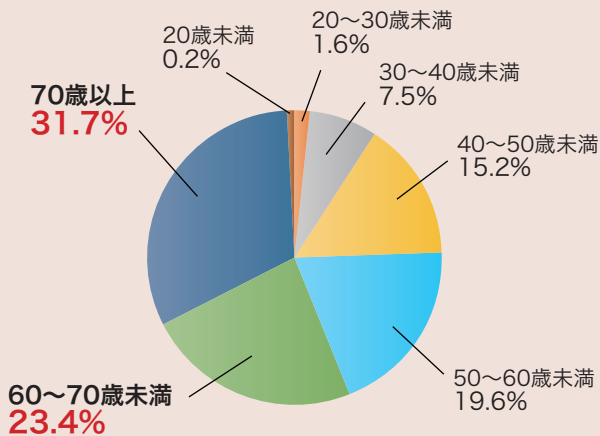
家内労働者のみなさん

▶自分の心身機能を過信しないように注意しましょう。

わが国は、急速に高齢化が進んでいますが、家内労働者の高齢化も進んでいます。一般に、高齢の家内労働者は豊富な知識と経験を持ち、業務全体を把握した上での判断力や統率力を備えていることが多いと言われています。しかし一方で、加齢に伴う心身機能の低下が現れ、作業に伴う災害発生の要因の一つであると指摘されています。

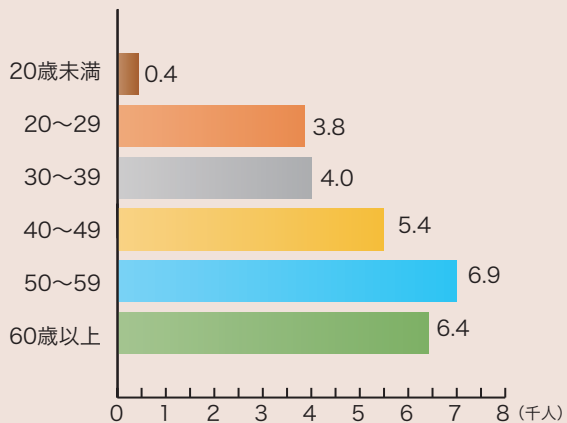
今後、ますます家内労働者の高齢化が進むと予測されています。高年齢の家内労働者の作業に伴う災害を防止するためには、委託者や委託者への発注者の理解や協力が不可欠です。加齢に伴う心身機能の低下を考慮し、作業設備や作業方法の改善、作業時間の短縮、健康面に配慮するなどして、高年齢の家内労働者の安全衛生の確保に取り組みましょう。

■年齢階級別家内労働者構成比



[出典] 厚生労働省「令和5年度家内労働等実態調査」

■被災者年齢別死傷災害発生状況 (令和5年・製造業)



[出典] 厚生労働省「労働災害発生状況」(令和5年)

(注) 新型コロナウイルス感染症への罹患による労働災害を除いたもの。



エイジフレンドリーな職場環境作りを

● エイジフレンドリーとは

エイジフレンドリーとは、「高齢者の特性を考慮した」という意味です。厚生労働省では、令和2年3月に「エイジフレンドリーガイドライン」が策定されました。サプライチェーン全体で協力しあい、高年齢者に優しい職場環境を目指しましょう！



【エイジフレンドリーガイドライン】

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

家内労働について質問等がありましたら、
都道府県労働局賃金課(室)または最寄りの労働基準監督署へお気軽にご相談下さい。

都道府県労働局賃金課(室)所在地一覧

都道府県	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	〒060-8566	北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森県	〒030-8558	青森県青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4114
岩手県	〒020-8522	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎	019-604-3008
宮城県	〒983-8585	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8841
秋田県	〒010-0951	秋田県秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-883-4266
山形県	〒990-8567	山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-624-8224
福島県	〒960-8513	福島県福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎	024-536-4604
茨城県	〒310-8511	茨城県水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6216
栃木県	〒320-0845	栃木県宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9109
群馬県	〒371-8567	群馬県前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027-896-4737
埼玉県	〒330-6016	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル	048-600-6205
千葉県	〒260-8612	千葉県千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2328
東京都	〒102-8305	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1614
神奈川県	〒231-8434	神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7354
新潟県	〒950-8625	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3504
富山県	〒930-8509	富山県富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2735
石川県	〒920-0024	石川県金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4425
福井県	〒910-8559	福井県福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2691
山梨県	〒400-8577	山梨県甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2854
長野県	〒380-8572	長野県長野市中御所1丁目22-1	026-223-0555
岐阜県	〒500-8723	岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-8104
静岡県	〒420-8639	静岡県静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-254-6315
愛知県	〒460-8507	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0258
三重県	〒514-8524	三重県津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎	059-226-2108
滋賀県	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎	077-522-6654
京都府	〒604-0846	京都府京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3215
大阪府	〒540-8527	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6502
兵庫県	〒650-0044	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー	078-367-9154
奈良県	〒630-8570	奈良県奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0206
和歌山県	〒640-8581	和歌山県和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073-488-1152
鳥取県	〒680-8522	鳥取県鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1705
島根県	〒690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-31-1158
岡山県	〒700-8611	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2014
広島県	〒730-8538	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-221-9244
山口県	〒753-8510	山口県山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0372
徳島県	〒770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9165
香川県	〒760-0019	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 北館3階	087-811-8919
愛媛県	〒790-8538	愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5205
高知県	〒781-9548	高知県高知市南金田1番39	088-885-6024
福岡県	〒812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館	092-411-4578
佐賀県	〒840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7179
長崎県	〒850-0033	長崎県長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	095-801-0033
熊本県	〒860-8514	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-355-3202
大分県	〒870-0037	大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3215
宮崎県	〒880-0805	宮崎県宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8836
鹿児島県	〒892-8535	鹿児島県鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099-223-8278
沖縄県	〒900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎	098-868-3421

(令和6年6月1日)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。(R6)